議案第７１号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第３条の規定により議決を求める。

令和７年２月４日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　物件の表示　さいたま市緑区大字大崎字二番割８７番１ほか
（仮称）さいたま市農業交流公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設

２　取　得　先　さいたま市南区鹿手袋３丁目２３番３０号
エディブルシティさいたまＪＶ
代表法人
シン建工業株式会社
代表取締役社長　北　清太郎

３　取得価格　１，３１６，６００，０００円

４　取得理由　都市公園法（昭和３１年法律第７９号）に基づく公募設置管理制度で実施中の（仮称）さいたま市農業交流公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設を市が取得するため。

（参考）

物件の概要

所在地	さいたま市緑区大字大崎字二番割８７番１ほか
特定公園施設の概要	園路及び広場、修景施設、休養施設、便益施設、管理施設等

案内図

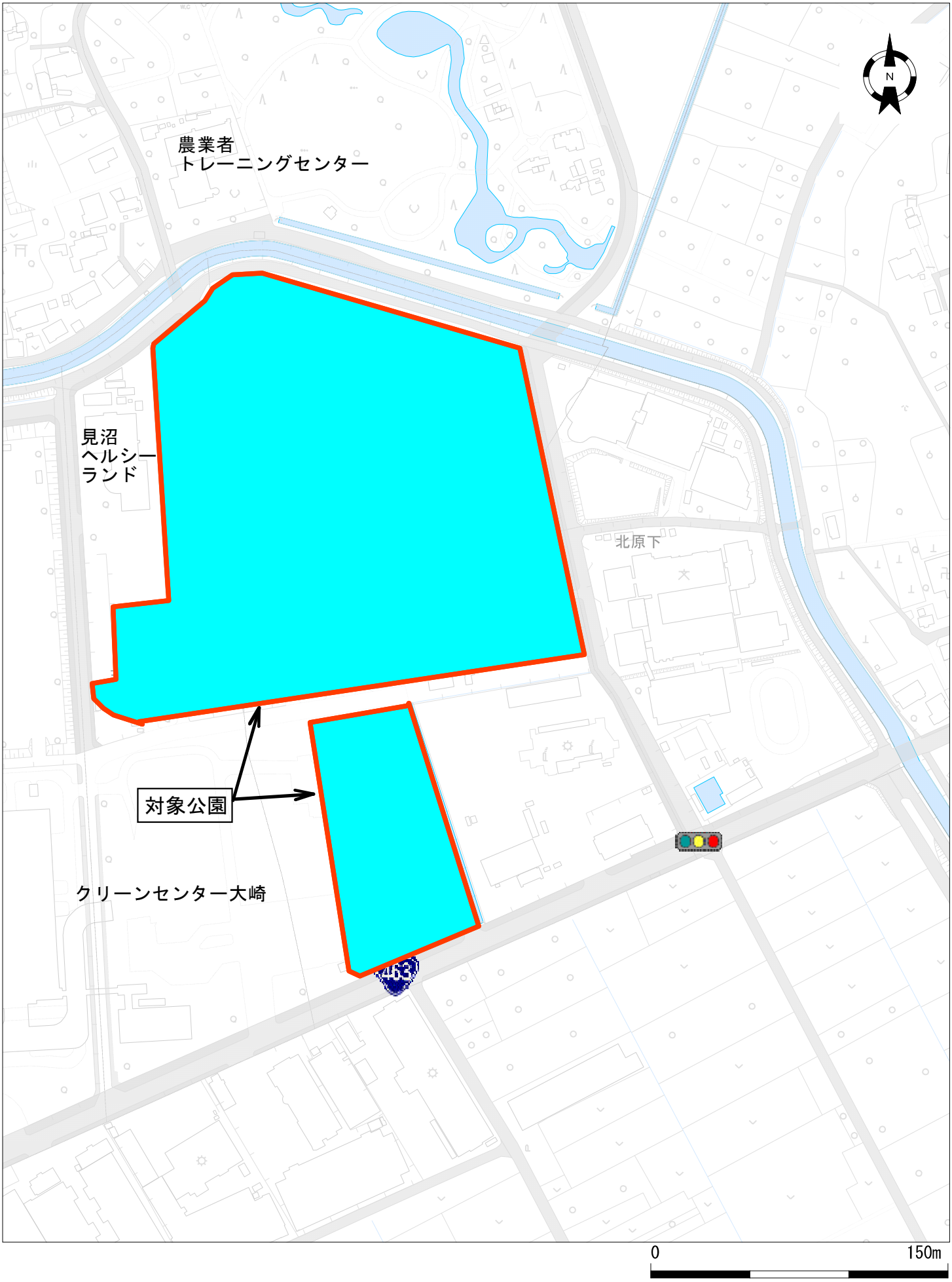

見 取 図

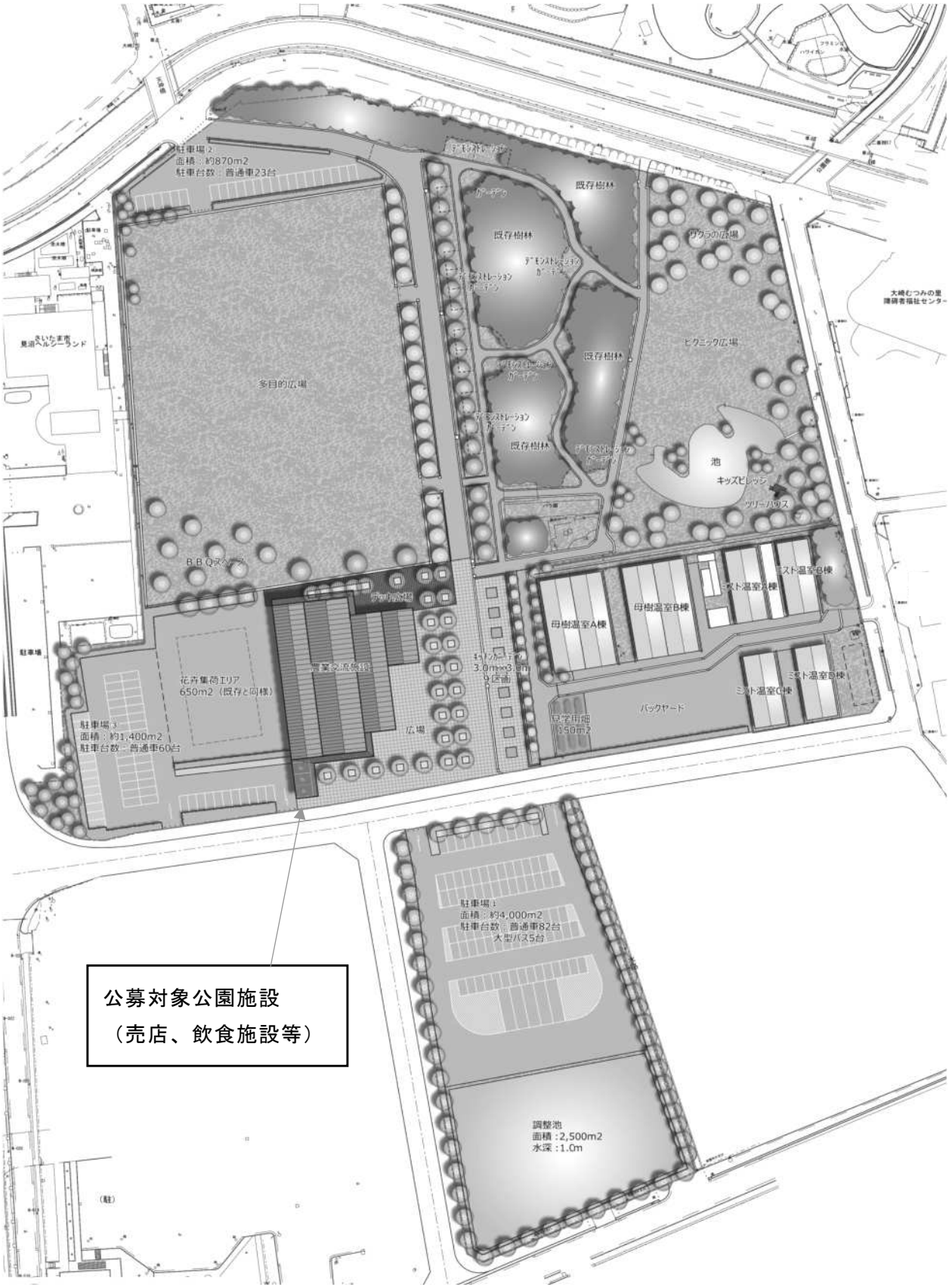

※１　公募対象公園施設は、譲渡を受けるものではありません。

※２　見取図は、今後の工事の進捗等により変更となる可能性があります。